

提案提出元

スカパーJ S A T株式会社

項目		
2.論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	4①	<p>周波数オークション導入に関する論点として、競願が発生する無線システム全て(携帯電話、放送、人工衛星等)を対象とするか否かとされていますが、所謂地上系の無線システムが国内手続きによって使用条件を概ね決定可能であるのに対し、衛星システムはその電波利用の形態、プロセスに異なる特性を持つため、以下の理由から周波数オークションは導入すべきでないと考えます。</p> <p>(1)衛星システムに用いる電波は、広域性・国際性を特徴に持ち、ビームの照射範囲は日本だけでなく広く外国も含むため、電波法等の国内法に基づく手続きに加えて、利用開始前は勿論、利用を開始した後も、ITU が定める無線通信規則に基づき外国の無線局との周波数調整が必要である。その調整結果によって、衛星システムに割り当てられた周波数の利用条件は変化することとなるため、対象とする周波数のオークション時点での利用可能権益を、国が長期間に亘り保証することは困難であること。</p> <p>(2)衛星システムの周波数調整には先着優先(first come, first served)の原則があり、その使用可能性は他国を含めた申請の状況及び他国間の周波数調整の状況によるところも大きく、不確実性がある。そのため、仮に国内のオークションで周波数の使用権を獲得しても、国際周波数調整の観点から実際にサービスを提供できるか否かは不確実であること。</p> <p>(3)ITU に対する衛星システムの申請には使用開始期限があり、使用開始期限までにサービスを開始できない場合、その使用権は失われる。仮に周波数調整によって使用可能性をある程度確実にしようとする場合、周波数調整及びオークションのプロセスを経て、期限内に衛星の製造、打上げを行なうことは極めて困難であること。</p> <p>(4)欧米等衛星利用先進国を含む諸外国でも、(1)～(3)等の観点から、衛星システムに関して周波数オークションを導入している事例はほとんどなく、仮にわが国が先行的に導入すると、国内事業者の国際競争力が著しく損なわれる恐れがあること。</p>
	4②	<p>免許更新の都度オークションを実施すると、場合によっては、オークション前と同様のサービスの提供を受けるにも係わらず利用者の料金が大幅に上昇する恐れや、利用者へのサービス継続性が失われる恐れがあるため、再免許時においてもオークション制度は導入すべきでないと考えます。</p>
6	二次取引を認めた場合、オークションで一定の周波数帯を取得した	

		後、当該周波数帯の利用を開始せずに、転売目的で価格の上昇を待つ免許人が現れることも予想され、周波数の有効利用につながらない場合もあると考えられることから、二次取引は認めるべきでないと考えます。
	7	仮にオークションが導入されることとなった場合は、オークションの制度・在り方を踏まえて、現行の電波利用料制度を大幅に見直す必要があると考えます。
3. その他 (留意事項や情報 提供など)		周波数オークションの導入は、免許人の事業計画、利用者への提供料金等に非常に大きな影響を与える恐れがあることから、周波数オークション導入の検討に際しては、免許人の意見を十分踏まえることが必要であると考えます。